

## 大阪府と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との 包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次のとおり包括連携協定（以下、「本協定」という）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携して取り組むものとする。

- （1）府政のPRに関する事
- （2）中小企業振興と雇用促進に関する事
- （3）人材育成に関する事
- （4）地域活性化に関する事
- （5）防災・防犯に関する事
- （6）健康に関する事
- （7）福祉に関する事
- （8）環境に関する事
- （9）その他本協定の目的に沿う事

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。なお、実施の時期、方法、その他の具体的な事項については、甲乙が協議の上、決定する。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みにあたり知り得た個人情報等の機密情報を、相手方の書面による事前の承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- （1）相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は相手方からの提供後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- （2）相手方から提供を受けたときに既に保有していたもの、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- （3）法令により開示を求められたもの

2 前項に定める義務は、本協定書の終了後も存続するものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに甲又は乙が特段の申し出を行なわないときは、1年間更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ署名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年7月14日

甲 大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号

大阪府知事 松井 一郎

乙 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

取締役社長 西澤 敬二